

2月18日(月)から3月17日(月)まで

忘れずに申告を!

町・県民税の申告相談

町・県民税の申告相談が2月18日(月)から始まります。申告期限は、3月17日(月)ですので、忘れずに期限内に申告を済ませてください。また、本誌1月号と同時に配付しました「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

町・県民税申告相談日程表

受付時間/午前9時~11時30分、午後1時~3時30分
会場/役場6階会議室

相談日(曜日)	地区	対象区
2月18日(月)	折原	折原上郷・折原下郷・上平・下小路・立原
19日(火)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
20日(水)	用土	用土5・6・7・8・9・10
21日(木)		用土1・2・3・4・11・12
22日(金)	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
24日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
25日(月)	男衾	中郷・男衾上郷南・男衾上郷北・今市
26日(火)		男衾下郷・塚越
27日(水)		赤浜・牟礼
28日(木)	予備日 町内全地区	
29日(金)	予備日 町内全地区	
3月2日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
3日(月)	市街地	本町・中町・栄町
4日(火)	市街地・西部	武町・茅町・花町・金尾・風布
5日(水)	西部	本宿・末野2・3・4
6日(木)		六供・常木・菅原
7日(金)	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
10日(月)		木持・内宿・関山
11日(火)	桜沢	上の町・上の原・露梨子
12日(水)		本村・南飯塚・上組
13日(木)		岩崎・中小前田・山崎
14日(金)	予備日 町内全地区	
17日(月)	予備日 町内全地区	

※日曜日・予備日は混雑が予想されます。
※指定された相談日に都合のつかない方は、都合のよい日にお越しください。
※所得税の確定申告を行う方は、町・県民税の申告を行う必要はありません。

申告相談にお持ちいただくもの

- 印鑑
- 所得金額を証明できるもの(源泉徴収票や収支明細書等)
- 各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受ける方は、その控除証明書
- 社会保険庁から送付された国民年金の控除証明書がある方は、必ずお持ちください。
- 町の国民健康保険に加入されている方は、相談受付時に申し出てください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける方は、

税務課からのお願い

申告期間中は、担当職員全員が相談会場へ向かっていますので、申告相談は相談会場でお願いします。
医療費控除を受ける方は、事前に領収書をまとめて、合計額等を計算して

からお越しください。
事業所得(営業・農業)や不動産所得のある方は、事前に収支の金額をまとめたいのでお越しください。
申告は、町・県民税や国民健康保険税、介護保険料などを計算するための基礎資料として、また、所得証明書を発行するために必要なものです。
必ず3月17日(月)までに申告してください。特に、国民健康保険に加入されている方は、扶養されている場合であっても、その旨の申告をお願いします。

問い合わせ/税務課(☎581・2121 内線154~156)へ。

熊谷税務署からのお知らせ

確定申告書は自分で正しく作成し、お早めに!

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書・収支内訳書などの提出書類についてご自分で作成し、郵送等により提出していただく自書申告を推進しています。

申告書等は、国税庁ホームページ(検索は「国税庁」で作成することができます。また、税務署の会場に国税電子申告(e-Tax)のサポートコーナーを開設していますのでご利用ください。なお、サポートコーナーは予約が必要です。事前に熊谷税務署へ電話(☎521・5649)で予約してください。

所得税	3月17日(月)
消費税・地方消費税(個人事業者)	3月31日(月)
贈与税	3月17日(月)

※所得税と消費税・地方消費税の納税は、口座振替をご利用ください。
口座振替日
所得税:4月22日(火)
消費税・地方消費税:4月24日(木)



納税証明書を請求される方へ
2月、3月は確定申告期間のため、平成19年分の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。また、納税直後に納税証明書を請求される場合には、納税の領収証をご持参ください。

- 請求に必要なもの
 - 納税証明書交付請求書(税務署窓口へ備え付けてあります)
 - 本人(法人の場合は代表者)の確認ができる書類(住基カード、運転免許証等)
 - 印鑑(法人の場合は代表者印)
 - 収入印紙・現金(1年分1通につき400円)
- ※本人以外の方が請求される場合は、必ず委任状をご持参ください。
請求窓口/熊谷税務署管理・徴収部門
問い合わせ/熊谷税務署(☎521・4032)へ。

年金あれこれ

「ねんきん特別便」を送付しています

4月から10月までに順次、その他のすべての方に送付します。
また、社会保険庁にお届けいただいている住所に変更がある場合、変更の手続きがお済みでない、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが次の手続先で住所変更の手続きをお願いします。

種別	手続先
国民年金 第1号被保険者	町民課
厚生年金加入者	勤務先
国民年金 第3号被保険者	配偶者の勤務先
年金受給者	熊谷社会保険事務所 ※町民課に年金受給者住所変更届用はがきが用意してあります。

「付加保険料」の納付がおすすめです

月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金は「200円×納付月数」で計算され、2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れます。
付加保険料は、お申し込みいただいた月からの納付となり、定額保険料(月額14,100円)を納付していただくことが条件となります。なお、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納付していただくことはできません。
付加保険料納付のお申し込みは、熊谷社会保険事務所または町民課で受け付けています。

※熊谷社会保険事務所・町民課にお問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷社会保険事務所への問い合わせ件数も多く、電話がつながりにくい時もありますのでご了承ください。

問い合わせ/熊谷社会保険事務所(☎522・5211) または町民課(☎581・2121 内線108・109)へ。